



平成 27 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 セントラル警備保障株式会社

代表者名 代表取締役 鎌田伸一郎
執行役員社長

(コード番号 9740 東証第 1 部)

問合せ先 取締役執行役員 小俣力男
総務部長

(TEL 03-3344-1711(代))

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日(平成 27 年 9 月 25 日)開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議しましたので、お知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、一部改定するものであります。

改定後の「内部統制システム構築の基本方針」は下記のとおりです。

記

(主な改定箇所は下線で示しております。)

内部統制システム構築の基本方針

セントラル警備保障株式会社は、法令及び定款に基づいて事業を遂行するため、創業の理念を最高規範として社内規則を整備し、また随時見直して、規則に従った業務の執行手続きを確立する。取締役は率先して規則を遵守するとともに、社内のコンプライアンス意識の醸成をはかり、社訓を行動規範として規則を遵守するよう社員等を指導する。監査役は、取締役及び社員等の内部統制の実行を監督する。

1 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規則及び監査役監査基準に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 当社は社内通報制度を整備し、取締役の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査役会に通報させる。

2 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社員等(執行役員及び社員)は就業規則を守り、組織規則に基づいて職務を分担し、権限規則に基づいて職務を執行し、稟議規則に基づいて必要な手続きを採る。
- (2) 取締役会は、社内の職務の執行手続きが法令及び定款に適合するよう社内規則を定め、取締役は、社員等が規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導する。
- (3) 監査部長は内部監査規則に基づいて、社員等の職務の執行が法令、定款及び社内規則に適合しているか否かを監査し、その結果を代表取締役に報告する。
- (4) 当社は社内通報制度を整備し、社員等の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長に通報させる。

3 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。
- (2) 代表取締役は、原則として毎月一回、定例的に取締役会を開催するほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。
- (3) 代表取締役は、取締役会に諮る重要な事項について十分な審議が行われるよう、取締役を構成員とする経営会議を定例的に開催する。
- (4) 代表取締役は、原則として毎月一回、定例的に執行役員会を開催するほか、必要に応じて取締役と執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。

4 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS(2003年5月認証取得、当社は2007年1月よりISO27001/IEC27001に移行)で定める諸手続きによる。
- (2) 総務部は、株主総会及び取締役会の議事録及び資料を保存、管理する。
- (3) 当社はその他、取締役が出席する定例会議について事務局を担当する部課を定め、事務局担当箇所は、その議事録及び資料を保存、管理する。

5 当社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、事業の継続を妨げる危機を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等をさだめて損失の発生を回避し、又は損失を軽減する。
- (2) 実際に危機が発生し、又は発生が予見されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む社外の知識も動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。
- (3) 各管理規則等は次のとおりであり、今後、都度の予測に基づいて、随時加除、整備する。
 - ・内部通報規則
 - ・内部者取引防止規則
 - ・個人情報保護規則
 - ・大災害対策要綱
 - ・CSP 総合システム運営要綱
 - ・S21 機械警備システム運営要綱
 - ・債権管理要綱
 - ・反社会的勢力対策要綱

6 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について

ア 当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規則」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。

イ 子会社における経営上の重要な案件を、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前協議の上、意思決定を行う。

ウ 子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。

(2) 子会社の損失の危機の管理に関する規則その他の体制について

子会社のリスクについては、経営企画部が、当社グループ全体のリスクの把握・管理を行う。

グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスク管理担当役員及び経営企画部に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制を整備する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

ア 経営企画部が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業及び経営の両面から子会社を指導・育成する。

イ 経営企画部は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握し、定期的に当社取締役会に報告する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

ア 当社役員及び使用人を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規則」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。

イ 当社の監査部が、「関係会社管理規則」に基づき経営企画部と協力し、法令や定款、社内規則等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

ウ 当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い、また報告を求めることができる

7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項並びに上記使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役会が監査の職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合には、取締役会は監査役会との協議により、監査役の職務を補助すべき使用人として必要な能力を備えた、必要な人員を配置する。

(2) 上記使用人は監査部に配属するが、その職務は監査役補助の専任として専ら監査役の指揮を受け、組織の上長等の指揮権から独立したものとする。

(3) 上記使用人の異動、評価及び処遇並びに賞罰等人事上の案件については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

8 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は取締役会において、執行役員は執行役員会において随時、担当する業務の執行状況を報告する。

(2) 監査役は取締役会に出席して審議、報告を聴取し意見を述べるほか、経営会議、執行役員会、

全体支社長会議、賞罰委員会その他監査役会が必要と認める会議に、その全体又は代表を出席させることができ、またその議事録の提出を求めることができる。

- (3) 当社は、監査役が監査に必要とする資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。
- (4) 取締役及び社員等は、以下に定める事項が発生又は決定したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - イ 取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令又は定款に違反する重大な事実
 - ウ 内部通報制度に基づいて通報された事実
 - エ 公的機関の立ち入り検査及び外部監査等
 - オ 公的機関から受けた行政処分等
 - カ 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
 - キ 業績及び業績見込みの公表、その他重要な開示事項の内容
 - ク 会計監査人の変更及び監査契約の変更
 - ケ 内部統制システムの変更

9 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。

10 子会社の取締役及び監査役並びに使用人等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報規則」に準じて、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止し、漏らした場合には当社社内規則に従い処分を課す。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱いを禁止する。

11 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12 その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会と監査役会は、原則として四半期に一回、定例的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。
- (2) 当社は、監査役と会計監査人並びに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境を整備する。
- (3) 当社は、監査役が監査に必要とする場合に、社外の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用できることを保証する。
- (4) 当社は、監査役がグループ各社の取締役、監査役及び社員等と情報交換し意思疎通が図られるなど、監査役監査が円滑に行われる環境を整備する。

以上